

# 【(介護予防)訪問入浴介護】

## 令和6年度(2024年度)介護報酬改定等説明資料

### 1 令和6年度(2024年度)介護報酬改定の概要(案)

- ・(介護予防)訪問入浴介護 . . . . . 1 ~ 7

### 2 介護報酬の算定構造(案)

(介護予防)訪問入浴介護

- ・令和6年(2024年)4月改定 . . . . . 8 ~ 11
- ・令和6年(2024年)6月改定 . . . . . 12 ~ 15

### 3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

- ・(介護予防)訪問入浴介護 . . . . . 16 ~ 17

はじめに

資料は、令和6年(2024年)1月22日に開催された「第239回 社会保障審議会介護給付費分科会」の資料のうち各サービスに関するページを抜粋しています。なお、「1 令和6年度(2024年度)介護報酬改定の概要(案)」の各改定事項概要欄の上部に対象サービスが記載(介護予防についても同様の措置を講ずる場合には が付記)されています。

令和6年度(2024年度)介護報酬改定等の内容は、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されます。正式な省令・告示・通知等は、以下のホームページに掲載します。また、新たにQ&A等が発出された場合も同じく掲載しますので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP > 県政情報 > 健康・福祉・子育て  
> 高齢者・障がい者・介護 > 高齢者支援課 > 介護報酬改定  
熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP > 分類から探す > しごと・産業・事業者向け  
> 届出・証明・法令・規制 > 介護・福祉 > 介護報酬改定  
熊本市HP <http://www.city.kumamoto.jp/>

令和6年(2024年)3月  
熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課  
熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

## 1. (2)訪問入浴介護

### 改定事項

- 訪問入浴介護 基本報酬
- ① 1(4)②訪問入浴介護における看取り対応体制の評価
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し★
- ⑥ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑦ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑧ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑨ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

190

### 訪問入浴介護 基本報酬

#### 単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

	< 現行 >		< 改定後 >
訪問入浴介護	1,260単位		1,266単位
介護予防訪問入浴介護	852単位		856単位

## 1. (4) ② 訪問入浴介護における看取り対応体制の評価

<b>概要</b>	【訪問入浴介護】
○ 訪問入浴介護における看取り期の利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等の多職種との連携体制を推進する観点から、事業所の看取り対応体制の整備を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】	
<b>単位数</b>	
<現行> なし	▶ <改定後> <b>看取り連携体制加算 64単位/回 (新設)</b> ※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。
<b>算定要件等</b>	
○ 利用者基準 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。 ○ 事業所基準 イ 病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整していること。 ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。	

38

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

<b>概要</b>	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
<b>単位数</b>	
<現行> なし	▶ <改定後> <b>業務継続計画未実施減算</b> <b>施設・居住系サービス</b> 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) <b>その他のサービス</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設) ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
<b>算定要件等</b>	
○ 以下の基準に適合していない場合 (新設) ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。	

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

### 概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

### 単位数

<現行>  
なし

<改定後>

**高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

### 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

49

## 1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

### 算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

### 概要

【ア：短期入所サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

### 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

51

## 1. (7) ① 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

### 概要

【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

- 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。【告示改正】

### 単位数

<p>&lt; 現行 &gt;</p> <p>認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日※</p> <p>認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日※</p>	▶	<p>&lt; 改定後 &gt;</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>
---	---	--

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月

### 算定要件等

< 認知症専門ケア加算（Ⅰ） >

- ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

< 認知症専門ケア加算（Ⅱ） >

- ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 概要**
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
  - 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

**単位数** ※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

107

### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

- 算定要件等**
- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
  - 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※) 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率(※)	新加算(介護職員等処遇改善加算)	要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
[24.5%]	I	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(I) [6.3%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[22.4%]	II	新加算(III)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 →グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. 特定処遇加算(II) [4.2%] c. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[18.2%]	III	新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) [13.7%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[14.5%]	IV	・ 新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(II) [10.0%] b. ベースアップ等支援加算 [2.4%]	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(I~IV)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める)

108

### 3. (2) ① テレワークの取扱い

<b>概要</b>	【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】
<p>○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】</p>	

### 5. ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

<b>概要</b>	【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】
<p>○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】</p>	

<b>基準</b>		
	<b>算定要件</b>	<b>単位数</b>
<b>特別地域加算</b>	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
<b>中山間地域等における小規模事業所加算</b>	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
<b>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b>	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数
	<p>※1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、<b>過疎地域</b>等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域</p> <p>※2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、<b>⑤過疎地域</b></p> <p>※3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、<b>⑨過疎地域</b>、⑩沖縄の離島</p>	
<p>○ 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）及び厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）の規定を以下のように改正する。</p>		
<p>&lt;現行&gt; 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域</p>		<p>&lt;改定後&gt; 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項により公示された過疎地域</p>

## 5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し

### 概要

【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

- 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。



# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

**令和6年4月改定箇所**

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費

#### ニ（削除）

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

#### 3（削除）

- 4 介護医療院サービス

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	高齢者定額が、 止措置未実施 減算	定額減額対象 未定額減算	介護職員3人 が行った場合	全身入浴が困 難で、清拭又 は部分浴を実 施した場合	事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同 一建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合	特別地域訪問 入浴介護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
ロ 初回加算	(1回につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)			×95/100	×90/100				
ニ 要介護状態体制加算	(要介護1及び要介護2未満30日以下に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 要介護状態体制加算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年4月1日から算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和6年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

#### ニ (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務取扱計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用が50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)								
	(2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +44単位)								
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +36単位)								
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +12単位)								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×58/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×23/1000)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×21/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×15/1000)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務取扱計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

 : 令和6年6月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経緯計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)  
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)  
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)  
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×100/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×84/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×79/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×63/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×88/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×84/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×83/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×78/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×73/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×67/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×65/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×68/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×59/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×54/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×52/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×48/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×44/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×39/1000)	

「特別地域訪問入浴加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
1. 単位数算定記号の説明  
+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
-○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
+○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100  
-○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分入浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)							
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)							
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)							
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)							
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)							
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)							
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)							
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)							
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)							
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)							
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)							
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)								
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)								
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)								
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×33/1000)								

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」等は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100  
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100



## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

**令和6年4月改定箇所**

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年(2024年)2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いいたします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1、1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

事業所番号

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等								LFEへの登録	割引				
			地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地	<input type="checkbox"/> 6 2級地	<input type="checkbox"/> 7 3級地	<input type="checkbox"/> 2 4級地	<input type="checkbox"/> 3 5級地	<input type="checkbox"/> 4 6級地	<input type="checkbox"/> 9 7級地			<input type="checkbox"/> 5 その他			
<input type="checkbox"/> 12 訪問入浴介護			高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 対応型		<input type="checkbox"/> 2 基準型				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			
			特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし		<input type="checkbox"/> 2 あり				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当		<input type="checkbox"/> 2 該当				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当		<input type="checkbox"/> 2 該当				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			
			認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし		<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ		<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
			看護連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし		<input type="checkbox"/> 2 あり						<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし		<input type="checkbox"/> 4 加算Ⅰ		<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅲ		<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
			介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし		<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ		<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ		<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ		<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
			介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし		<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ		<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
			介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし		<input type="checkbox"/> 2 あり						<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
			<input type="checkbox"/> 62 介護予防訪問入浴介護			高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 対応型		<input type="checkbox"/> 2 基準型				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり
						特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし		<input type="checkbox"/> 2 あり				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり
						中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当		<input type="checkbox"/> 2 該当				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当					<input type="checkbox"/> 2 該当				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり			
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし					<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ		<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし					<input type="checkbox"/> 4 加算Ⅰ		<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅲ		<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
介護職員処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし					<input type="checkbox"/> 6 加算Ⅰ		<input type="checkbox"/> 5 加算Ⅱ		<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅲ		<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし					<input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ		<input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ				<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし					<input type="checkbox"/> 2 あり						<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし	<input type="checkbox"/> 2 あり	

## 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

**令和6年6月改定箇所**

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年(2024年)2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いいたします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1、1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

事業所番号

提供サービスを 各サービス共通	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	LIFEへの登録	割引	
□ 12 訪問入浴介護			地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 2 2級地 <input type="checkbox"/> 3 3級地 <input type="checkbox"/> 4 4級地 <input type="checkbox"/> 5 5級地 <input type="checkbox"/> 6 6級地 <input type="checkbox"/> 7 7級地 <input type="checkbox"/> 8 8級地 <input type="checkbox"/> 9 9級地 <input type="checkbox"/> 10 その他	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり
			高齢者虐待防止措置実施の有無	<input type="checkbox"/> 1 減算型 <input type="checkbox"/> 2 基準型		
			特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当		
			認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			寝取り連携体制加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ		
			介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅳ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅴ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅵ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅶ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 10 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 11 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 12 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 13 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 14 加算Ⅷ		
			介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ		
			介護職員等ヘルプアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			□ 62 介護予防訪問入浴介護			
特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり					
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当					
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当					
認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ					
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ					
介護職員等処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ <input type="checkbox"/> 4 加算Ⅲ <input type="checkbox"/> 5 加算Ⅳ <input type="checkbox"/> 6 加算Ⅴ <input type="checkbox"/> 7 加算Ⅵ <input type="checkbox"/> 8 加算Ⅶ <input type="checkbox"/> 9 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 10 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 11 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 12 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 13 加算Ⅷ <input type="checkbox"/> 14 加算Ⅷ					
介護職員等特定処遇改善加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算Ⅰ <input type="checkbox"/> 3 加算Ⅱ					
介護職員等ヘルプアップ等支援加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり					